一時保護所調理業務委託契約書

群馬県東部児童相談所長(以下「甲」という。)と○○○(以下「乙」という。)とは、一時 保護所調理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務)

- 第1条 甲は、一時保護所調理業務委託業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、 これを受託するものとする。
 - (1) 委託業務名 一時保護所調理業務委託業務
 - (2) 委託場所 群馬県太田市新田木崎町369番地5

群馬県東部児童相談所

(3) 委託業務内容 別紙「群馬県東部児童相談所一時保護所調理業務委託仕様書」(以下 「仕様書」という。)のとおり

(委託期間)

第2条 この契約による委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(委託料)

- 第3条 委託料は、金〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額は、金〇〇〇〇円)の一定額 に次の各号に掲げる区分に仕様書第8(3)に掲げる調理食数の実績を乗じて得た金額(以下 「加算額」という。)を加算するものとする。
 - (1) 朝食 1 食あたり320円(うち消費税及び地方消費税の額は、金円)
 - (2) 昼食 1 食あたり360円(うち消費税及び地方消費税の額は、金円)
 - (3) 夕食 1 食あたり 4 0 0 円 (うち消費税及び地方消費税の額は、金円)
 - (4) おやつ 1食あたり140円(うち消費税及び地方消費税の額は、金円)

ただし、各会計年度における支払額は、次のとおりとする。

令和8年度 ○○○○ 円(うち消費税及び地方消費税の額は、金○○○○円)の一定額に 上記各区分の加算額を加算する。

令和9年度 ○○○○ 円(うち消費税及び地方消費税の額は、金○○○○円)の一定額に 上記各区分の加算額を加算する。

令和10年度 〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額は、金〇〇〇〇円)の一定額に 上記各区分の加算額を加算する。

- 2 前項に掲げる消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 3 定額分の支払金額は別添業務委託料(定額分)支払内訳表のとおりとする。

(実績報告及び検査)

- 第4条 乙は、毎月10日までに前月に実施した委託業務に関する履行届を提出するものとする。 ただし、3月分については、3月31日までに提出するものとする。
- 2 甲は、前項の履行届を受理した日から10日以内に、委託業務の履行についての検査を行う ものとする。

(委託料の支払)

- 第5条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、毎月末日までに前月に実施した委託業務に 関する委託料請求書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、請求書を受理した日から起算して 30日以内に、乙に対して委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(委託業務の処理方法)

第7条 乙は、仕様書により、契約の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

(従事者)

- 第8条 乙は、委託業務を行うに当たり、委託業務に直接従事させる者(以下「従事者」という。) の名簿を甲に提出しなければならない。提出後異動があったときも、同様とする。
- 2 甲は、従事者のうち、委託業務に従事させることが不適当と認める者があるときは、その理由を明示して従事者の交替を乙に求めることができる。
- 3 乙は、従事者が都合により勤務することができなくなったときは、前日までにその旨及びそ の交替者の氏名を届け出なければならない。

(責任者の選任)

第9条 乙は、従事者を指揮監督するため、責任者を置かなければならない。

(調理用機器の負担区分)

第10条 委託業務の実施に要する設備、機器及び材料の負担は仕様書のとおりとする。

(光熱水費の負担区分)

第11条 委託業務を実施するために使用する電気、水道、ガス等の費用は、甲の負担とする。

(臨機の措置)

- 第12条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の措置をとることを求めることができる。
- 2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(調査等)

第13条 甲は、乙の委託業務の処置状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託 業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第 14 条 乙は、委託業務を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の実施中に知り得た甲の秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(解除等)

- 第16条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (2) 乙の委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。
 - (3) 甲の書面による承認を受けずに、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、 又は承継させたとき。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政 令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡するときは、この限り でない。
 - (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第2条第6号

に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。

- (5) 本契約に係る下請契約、資材等の購入契約等(以下「下請契約等」という。)の相手方が 暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったと き。
- (6) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に対し違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。
- 4 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会(以下「苦情検討委員会」という。)から契約停止 の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。
- 5 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することがで きる。
- 6 前2項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、乙に損害 を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

- 第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。
 - (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令)又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
 - 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、 甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に 支払わなければならない。
 - 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する 違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるも のとする。
 - 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第18条 乙が、第16条第2項並びに第17条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第19条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(損害賠償)

第20条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償 する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。 (契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第22条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則 (平成3年群馬県規則第 18 号)の定めによるものとし、なお、疑義があるときは、甲と乙とが 協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和7年○月○日

- 甲 群馬県太田市新田木崎369-5 群馬県東部児童相談所 所 長 青柳 尚志
- 乙○○県○○市○○町○○○○株式会社○○○○○○○○

業務委託料(定額分)支払内訳表

業務名 一時保護所調理業務委託

分割 回数	期間	労	支払予定月
1	自 8年 4月1日・至 8年 4月30日	円	8年 5月
2	自 8年 5月1日・至 8年 5月31日	円	8年 6月
3	自 8年 6月1日・至 8年 6月30日	円	8年7月
4	自 8年 7月1日・至 8年 7月31日	円	8年8月
5	自 8年 8月1日・至 8年 8月31日	円	8年 9月
6	自 8年 9月1日・至 8年 9月30日	円	8年10月
7	自 8年10月1日・至8年10月31日	円	8年11月
8	自 8年11月1日・至8年11月30日	円	8年12月
9	自 8年12月1日・至8年12月31日	円	9年1月
1 0	自 9年 1月1日・至 9年 1月31日	円	9年2月
1 1	自 9年 2月1日・至 9年 2月28日	円	9年3月
1 2	自 9年 3月1日・至 9年 3月31日	円	9年4月
1 3	自 9年 4月1日・至 9年 4月30日	円	9年 5月
1 4	自 9年 5月1日・至 9年 5月31日	円	9年 6月
1 5	自 9年 6月1日・至 9年 6月30日	円	9年7月
1 6	自 9年 7月1日・至 9年 7月31日	円	9年8月
1 7	自 9年 8月1日・至 9年 8月31日	円	9年 9月
1 8	自 9年 9月1日・至 9年 9月30日	円	9年10月
1 9	自 9年10月1日・至 9年10月31日	円	9年11月
2 0	自 9年11月1日・至 9年11月30日	円	9年12月

分割 回数	期間	分割委託料 (消費視及び地方消費税額を含む)	支払予定月
2 1	自 9年12月1日·至 9年12月31日	円	10年1月
2 2	自 10年 1月1日・至 10年 1月31日	円	10年2月
2 3	自 10年 2月1日・至 10年 2月29日	円	10年3月
2 4	自 10年 3月1日・至 10年 3月31日	円	10年4月
2 5	自 10年 4月1日・至 10年 4月30日	円	10年 5月
2 6	自 10年 5月1日・至 10年 5月31日	円	10年6月
2 7	自 10年 6月1日・至 10年 6月30日	円	10年7月
2 8	自 10年 7月1日・至 10年 7月31日	円	10年8月
2 9	自 10年 8月1日・至 10年 8月31日	円	10年 9月
3 0	自 10年 9月1日・至 10年 9月30日	円	10 年 10 月
3 1	自 10 年 10 月 1 日・至 10 年 10 月 31 日	円	10年11月
3 2	自 10 年 11 月 1 日・至 10 年 11 月 30 日	円	10年12月
3 3	自 10 年 12 月 1 日・至 10 年 12 月 31 日	円	11年1月
3 4	自 11 年 1 月 1 日・至 11 年 1 月 31 日	円	11年2月
3 5	自11年2月1日・至11年2月28日	円	11年3月
3 6	自11年3月1日・至11年3月31日	円	11年4月
	合 計	円	